

## 告示第176号

廿日市市「千年先も、いつくしむ。宮島」ロゴマークの使用に関する要綱を次のように定める。

令和8年8月3日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市「千年先も、いつくしむ。宮島」ロゴマークの使用  
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廿日市市「千年先も、いつくしむ。宮島」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 ロゴマークは、宮島を持続可能な地域にしていくための「千年先も、いつくしむ。宮島」プロジェクトの理念や提供価値を象徴的に伝えていくために使用し、特定の商品及び企業又は団体の活動内容を市が保証するものではない。

(権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権及び使用の許可に関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(仕様)

第4条 ロゴマークの仕様は、別記「千年先も、いつくしむ。宮島」ロゴマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めるものとし、使用に当たっては市が提供する画像データを使用するものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(使用申請)

第5条 ロゴマークの使用を希望する者は、インターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力の上、次の各号に定める資料を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 企画書等のロゴマークの使用目的及び内容が分かる資料
- (2) ロゴマークの使用状況が分かる完成品又は見本
- (3) 企業概要等の申請者の活動内容が分かる資料
- (4) その他、市長が必要と認める資料

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は申請を不要とする。

- (1) 市が使用する場合
- (2) 自治体、官公省庁等の公的機関が第2条の趣旨に沿って使用する  
場合
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (4) その他、市長が申請不要と認める場合  
(使用許可基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を認めないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (4) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれ  
がある場合
- (5) ガイドラインに定めるロゴマークの仕様、その使用方法等に従って  
使用しないおそれがある場合
- (6) 市又は市以外の者が保有する著作権、商標権、意匠権その他の権利  
を侵害するおそれがある場合
- (7) 法令、公序良俗等に反するおそれがある場合
- (8) その他、承認することが不相当と市長が認める場合  
(使用許可)

第7条 市は、第5条に規定する使用申請を受理したときは、その内容を審査した上で、使用許可又は不許可を決定し、使用を許可する場合は廿日市「千年先も、いつくしむ。宮島」ロゴマーク使用許可通知書（別記様式）」により申請者へ通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと。
- (2) ロゴマークの使用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) ロゴマークを商品、商品パッケージ等を使用する場合は、ロゴマークが商品名として消費者に誤認されないようなデザインとすること。
- (4) ロゴマークのイメージ及び信用性を損なうことがないよう適正に使用するとともに、ロゴマークを使用した成果品の安全性、品質等に十分配慮すること。
- (5) 各種法令を遵守すること。

（使用料）

第9条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（変更申請）

第10条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、ロゴマークの使用方法を変更するときは、改めて第5条に規定する使用申請を行うものとする。

（改善の指示）

第11条 市長は、使用者が第6条各号のいずれかに該当する使用をしていると認めたときは、使用者に改善を指示することができ、使用者はこれに従わなければならない。

（使用許可の取消）

第12条 使用者が前条の指示に速やかに従わないときは、市長は使用の許可を取り消すことができる。

(使用に起因する問題)

第 13 条 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者は速やかに市長に報告するとともに、使用者の責任において対策を講じなければならない。この場合において、市長は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。

別記様式（第 7 条関係）